

## 森林土木工事における「週休2日モデル工事」実施要領

### (趣旨)

第1 宮城県が発注する治山及び林道事業に係る工事（以下「森林土木工事」という。）における就労環境の改善を図るため、週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるもの。

### (対象)

第2 本要領は、森林土木工事を対象とする。  
ただし、次のいずれかに該当する工事は除くものとする。

- ①災害復旧工事（応急工事を含む）
- ②工程上の制約がある工事
- ③用地買収、関係機関との協議又は他工事との調整等で工程に影響が生じる工事
- ④その他、モデル工事に適さない工事

### (取組方式)

第3 次の各号のいずれかによる方式を基本とする。

- (1) 発注者指定方式：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。
- (2) 受注者希望方式：受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

### (実施方法)

- 第4 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日モデル工事」であること、並びに第3のいずれかの方式であることを明示する。
- 2 発注者は、土・日曜日及び国民の休日（以下「休工日」という）を現場閉所とすることを前提とした工期設定を行うものとする。
  - 3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。
  - 4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を現場の休工日とすること。ただし、現場の特性・天候等に応じて、同月内で別の日に休工日を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とする。  
なお、災害時の緊急要請等のやむを得ない事情においては、受発注者間の協議により休工日として認めることができる。
  - 5 受注者は、モデル工事に取り組む場合は、工事着手までに第3項及び第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。
  - 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導す

るものとする。

- 7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者に対し、その理由を書面で提出するものとする。

(実施確認)

- 第5 受注者は、第4第5項の実施工程表に基づき、別紙2を参考に休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。

なお、計画書は、現場の休工と労働者等の休日の取得計画が確認できるよう作成する。

- 2 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、以降の提出は、翌日の作業開始前までとする。
- 3 受注者は、発注者に提出した計画書の翌月1日から7日以内（休工日を除く）に別紙3を参考に休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出する。

(積算方法)

- 第6 発注者は、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和元年6月20日付け元林整計第65号）に基づき、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

(1) 発注者指定方式による積算

当初積算時においては、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を乗じる。

なお、第5条第3項の休日等取得実績書が4週8休に満たなかった場合は、設計変更において達成状況に応じた補正係数に変更するものとし、4週6休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望方式による積算

設計変更時において、第5条第3項の達成状況に応じた経費の補正を行う。

(工事成績考査等)

- 第7 発注者は、休日等の取得状況や、第4第5項及び第5に基づく必要書類の提出及び達成状況等に応じて、別紙4により工事成績考査において加点評価するものとする。

- 2 発注者、受注者が計画書どおりに休日等の確保できなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

(適用)

- 第8 本要領は、令和4年11月1日以降に入札公告する森林土木工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。

入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

1 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は，入札公告に以下のとおり記載するものとする。

<p>入札公告</p> <p>〇〇. その他</p> <p>(○) 本工事は，週休 2 日モデル工事（発注者指定方式・受注者希望方式）※ の対象である。</p> <p style="text-align: right;">※該当する事項を記載する。</p>
--

2 特記仕様書（施工条件明示書）への明示

週休 2 日モデル工事は，特記仕様書（施工条件明示書）に以下により明示するとともに，入札公告と整合を図り，齟齬の無いよう留意すること。

16 週休2日モデル工事の適用の有無		
(1) 週休2日モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 対象外	週休2日モデル工事の対象工事の場合は，森林土木工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお，週休2日モデル工事の型式については，下記(2)のとおりとする。
(2) 週休2日モデル工事の型式	<input type="radio"/> 発注者指定型 <input checked="" type="radio"/> 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は，当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし，設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は，設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお，(1)が対象外の場合は，当該項目も対象外となる。





本要領第 7 条における工事成績考査については、以下のとおり。

〈監督員・主任監督員〉

考査項目	細別	加点内容
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>モデル工事の実施について、PR看板等を設置した場合は、以下の項目について適合項目として評価する。</p> <p>■ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいた。</p>
	II. 工程管理	<p>実施要領第 4 条第 5 項及び第 5 条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、休日等の取得達成状況に関わらず適合項目として評価する。</p> <p>■ ネットワーク工程表等で、詳細な工程管理を行った。</p> <p>■ 工程表の内容が検討され充実していた。</p> <p>4 週間を通じ 4 日以上の日を確保した場合は、以下の項目について適合項目として評価する。</p> <p>■ 夜間や休日等の作業が少なかった。</p> <p>ただし、以下の項目について該当する場合は、上記のいずれも評価の対象外とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</p>
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>休工期達成率が75%以上の場合は、以下により加点する。</p> <p>なお、他の評価項目と併せた加点は5点以内とする。</p> <p>■ 34. その他（理由：週休2日モデル工事－休工期達成率〇〇%）</p> <p>※加点の範囲 休工期達成率 100% + 2点 休工期達成率 75%以上 + 1点</p>

〈総括監督員〉

2. 施工状況	II. 工程管理	<p>実施要領第 4 条第 5 項及び第 5 条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、休日等の取得達成状況に関わらず適合項目として評価する。</p> <p>■ 配置技術者（現場代理人）の積極的な工程管理の姿勢が見られた</p> <p>4 週間を通じ 4 日以上の日を確保した場合は、以下の項目について適合項目として評価する。</p> <p>■ 休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。</p> <p>ただし、以下の項目について該当する場合は、上記のいずれも評価の対象外とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成することができなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</p>
6. 社会性等	I. 地域への貢献	<p>休工期達成率が75%以上の場合は、以下により加点する。</p> <p>なお、他の評価項目と併せた加点は10点以内とする。</p> <p>■ その他（理由：週休2日モデル工事－休工期達成率〇〇%）</p> <p>※加点の範囲 休工期達成率 100% + 4点 休工期達成率 87.5%以上 + 3点 休工期達成率 75.0%以上 + 2点</p>